

公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル 登録規程実施基準

制 定 昭和49年6月1日規約第2号

最終改正 令和5年2月24日規約第1号

公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル登録規程実施基準を次のように定める。

(登録する軽種馬の品種の定め方)

第1条 公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル登録規程（以下「登録規程」という。）第2条の規定による登録する軽種馬の品種の定め方は、別表によるものとする。

(登録原簿)

第2条 登録規程第4条の血統登録原簿及び登録規程第5条の繁殖登録原簿への記載は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物を含む。）への記録をもってこれに代えることができる。この場合において、第3項並びに登録規程第4条、第5条及び第10条中「記載」とあるのは、「記録」と読み替えるものとする。

- 2 登録規程第4条及び第5条の登録原簿は、様式第1号、第2号及び第3号によるものとする。ただし、前項の場合であって、登録規程第23条に基づき登録原簿を閲覧の用に供する場合は、様式第1号、第2号及び第3号に準じた様式によるものとする。
- 3 登録規程第4条及び第5条の規定により登録原簿に記載する馬の毛色及び特徴は、別に定める馬の毛色及び特徴記載要領（以下「記載要領」という。）によるものとする。ただし、父又は母のいずれかが芦毛又は白毛の馬であって、芦毛の遺伝子検査による判定が必要な場合は、その結果をもって毛色を記載するものとする。
- 4 登録規程第4条第2項で規定する血統登録原簿への馬名の記載は、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル馬名登録実施基準第3条で規定する馬名登録原簿への記載をもって行うものとする。

(死亡した馬の繁殖登録の申込み)

第3条 登録規程第7条第3号に定めるものとは、繁殖登録申込までに死亡した馬であって、当該馬の血液型又はDNA型が確定しており、かつ、その馬の特徴を確認できる場

合に限るものとする。

(登録申込の手続)

第4条 登録規程第8条の規定の登録申込書は、様式第4号及び様式第5号によるものとする。

- 2 登録規程第8条及び第20条の規定の申込等は、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル（以下「本財団」という。）の定める委任状（様式第15号）を提出した代理人がこれを行うことができる。
- 3 登録規程第8条第1項第3号の規定の血統登録証明書又は輸出証明書は、通信媒体を利用して電送された輸出書類をもってこれに代えることができる。

第5条 削除

(登録に関する馬の審査)

第6条 登録規程第12条の規定による「登録に関する馬の審査」とは、次の各号のいずれかに該当する馬の審査をいう。

- (1) 登録申込みのあった馬
 - (2) 輸出証明書、馬の個体識別手帳の交付及びこれらの裏書の申込みのあった馬
 - (3) 再審査を必要とする馬
 - (4) その他個体識別のため審査を必要とする馬
- 2 血統登録の審査は、原則として離乳前に行う。ただし、やむを得ない場合は、申込み後すみやかに審査を行う。

(DNA型検査又は血液型検査)

第7条 登録規程第13条第4号の規定によるDNA型検査を行う馬は、次の各号に定める馬とする。

- (1) 血統登録の申込みのあった馬
 - (2) 繁殖登録の申込みのあった雄馬
 - (3) 繁殖登録の申込みのあった雌馬（血統登録馬でDNA型が確定している馬を除く。）
 - (4) その他親子関係又は個体識別のためDNA型検査を必要とする馬
- 2 登録規程第13条第4号の規定による血液型検査を行う馬は、次の各号に定める馬とする。
- (1) 親子関係の審査を行う馬の父母の双方が血液型のみ確定しているものであって、その父母の双方又はいずれか一方の死亡等により、DNA型を用いて親子関係を判定することができない馬

- (2) 個体識別の審査を行う馬で血液型のみ確定している馬
- (3) 血液型検査により親子関係又は個体識別を行っている国へ輸出する馬で血液型検査を必要とする馬

3 登録規程第13条第4号の規定による理事長が指定する団体は、国際血統書委員会と国際動物遺伝学会が共同して定める基準を満たす検査機関とする。

4 登録規程第13条第4号の親子関係又は個体識別の審査は、登録規程第17条の3に規定する個体遺伝情報により行うものとする。ただし、輸入馬及び持込馬のDNA型検査又は血液型検査による審査が必要な場合は、国際血統書委員会が承認した海外の血統登録機関が公式に指定している機関で判定され本財団が報告を受けた個体識別のための遺伝情報により行うものとする。

(マイクロチップについての審査等)

第7条の2 登録規程第13条第5号の規定によるマイクロチップについての審査とは、ISO11784及び11785規格のマイクロチップが埋め込まれた馬について、その番号を確認することをいう。

2 前項の審査において番号が確認された場合には、その番号を登録原簿に記載するものとする。

(審査費用の負担)

第8条 登録規程第14条の規定による「特別の事由がある場合」とは、その馬の所有者から特に請求があって隨時に行う審査の場合をいう。

(登録の要件)

第9条 登録規程第15条第1項第2号及び第6号の規定の解釈は、次の各号による。

- (1) 「種畜証明書を有する種雄馬の種付けによる産駒」とは、その種雄馬の種畜証明書に記載された有効区域内及び有効期間内に行われた種付けにより生産された産駒をいう
- (2) 「毛色について親子関係に異常が認められなかった馬」とは、記載要領に定める毛色のうち白毛以外の7種の毛色に関し、次に該当しない馬をいう
 - ア 芦毛以外の父母の間に生まれた馬にあっては、芦毛のもの
 - イ 栗毛（栃栗毛を含む。以下同じ。）の父母の間に生まれた馬にあっては、栗毛以外のもの

(検査試料の採取)

第10条 登録規程第17条の2第2項の規定により本財団に検査試料の採取を依頼する場合は、次の各号によるものとする。

- (1) 登録を受けようとする馬の所有者は、検査試料の採取が円滑に行われるよう馬の保定等に協力しなければならない。本財団は、必要な協力が得られない場合は、検査試料の採取を行わないものとする。
- (2) 馬の検査試料の採取の結果、当該馬に事故が発生し、当該馬の所有者に損害が生じた場合においても、本財団に故意又は重大な過失がない限り、本財団は損害賠償責任を負わないものとする。
- (3) 採取を依頼する検査試料が登録規程第13条第4号に規定する血液型検査に係る血液の場合、当該馬の所有者は、本財団に対し、あらかじめ前2号に規定する事項を内容とする「採血に関する約定書（様式第16号）」を提出するものとする。

（登録証明書等の交付）

第11条 登録規程第18条第1項の規定による登録証明書（様式第6号及び第7号）の交付は、登録規程第8条の規定に基づき登録申込みをした者（以下「登録申込者」という。）若しくはその承継人（民事執行法上の強制競売又は担保権の実行としての競売等による当該馬の買受人を含む。）又は本財団の定める委任状（様式第15号）を提出したそれらの者の代理人に対して行う。

- 2 登録規程第18条第3項の個体確認書は、様式第8号によるものとする。
- 3 登録規程第18条第4項の馬の個体識別手帳は、馬名、生年月日、毛色、性、生産国、血統、生産者、特徴、当該馬の輸出年月日及び輸出先国名を記載するものとする。ただし、海外の血統登録機関が交付した馬の個体識別手帳を有する馬が輸出される場合は、当該馬の馬の個体識別手帳に輸出年月日及び輸出先国名を記載する。
- 4 前項の馬の個体識別手帳は、海外における個体確認のため必要なものであり、馬の所有者を証明するものではない。
- 5 登録規程第8条第1項第3号の一時的に輸入される馬の滞在期間は、9か月以内とする。

（登録証明書の書換え又は再交付）

第12条 登録規程第19条第1項の規定による書換え又は再交付の申込みは、その馬の所有者が行うものとする。

- 2 登録規程第19条第1項の規定の申込書は、様式第9号及び様式第10号によるものとする。
- 3 登録規程第19条第1項に規定する登録証明書を「失ったため」の再交付の申込みは、

次のいずれかに該当するときに行う。

- (1) 誤って焼失又は廃棄したとき
- (2) 郵送等の途中で所在不明になったとき
- (3) その他所在が不明になり、現に所持する者が存在しないとき

(公示)

第13条 登録規程第19条（登録証明書の書換え又は再交付）、第27条（登録事項の更正）及び第28条（登録の取り消し等）に係る公示は、登録証明書の再交付、登録事項の更正及び登録の取り消しに区分して、本財団本部事務所及び北海道事務所に掲示する。

(輸出証明書等)

第14条 登録規程第20条の規定の申込書は様式第11号、輸出証明書は様式第12号によるものとする。ただし、アラブの輸出証明書については、世界アラブ馬機構の様式によることができる。

2 登録規程第20条の規定による輸出証明書又は馬の個体識別手帳の裏書とは、本財団及び海外の血統登録機関が交付した輸出証明書又は馬の個体識別手帳を有する馬が輸出される場合に、本財団が当該馬の輸出証明書又は馬の個体識別手帳裏書欄に輸出年月日及び輸出先国名を記載し、署名することをいう。

(血統書)

第15条 登録規程第21条に規定する血統書は、次の各号に規定する事項を記載して編さん発行する。

- (1) 登録規程第27条の登録事項のうち、品種、性、毛色、生年月日、アラブ血量、血統、産地、母馬所有者及び生産牧場の氏名並びに馬名
 - (2) 登録規程第25条の規定により報告された種付成績及び繁殖成績
 - (3) 供用停止した繁殖登録馬にあっては供用停止の事由とその事由が発生した日、輸出された馬にあっては輸出先国及び輸出年月日
- 2 前項の血統書の編さん発行は、インターネットでの情報提供をもってこれに代えることができる。この場合において、「原則として毎年」とあるのは「その都度」と、「発行」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。

(繁殖成績等の報告)

第16条 登録規程第25条の規定の種付成績報告書は様式第13号、繁殖成績報告書は様式第14号によるものとする。

(登録事項の更正の手続)

第17条 登録規程第27条第2項で定める登録事項の更正は、以下の者の申込みにより

行う。

(1) 血統登録馬の生年月日及び産地については、登録申込者又は生産牧場の名義人若しくは次号の更正により生産牧場の名義人となる者

(2) 血統登録馬の母馬所有者、生産牧場及び繁殖登録馬の所有者については、登録申込者又はそれぞれの名義人若しくはそれぞれの更正により名義人となる者

2 前項の名義人以外の者が申込みをするときは、名義人の承諾書（承諾書に押印をした印鑑に係る印鑑登録証明書を添付）又は名義人に対抗できる裁判の謄本を添付してするものとする。

3 前二項の申込みが、明らかに虚偽であるとき、誤りであるとき又は不合理であるときは、当該申込みに係る登録事項の更正は行わない。

4 登録規程第27条第2項の規定の申込書は、様式第17号によるものとする。

附 則（昭和49年6月1日規約第2号）

この規約は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則（昭和51年5月25日規約第3号）

この規約は、昭和51年5月25日から施行する。

附 則（昭和52年6月7日規約第2号）

この規約は、昭和53年1月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月22日規約第2号）

この規約は、昭和56年4月22日から施行する。

附 則（昭和57年3月16日規約第3号）

この規約は、昭和57年3月16日から施行する。

附 則（昭和58年3月16日規約第1号）

この規約は、昭和58年3月16日から施行する。

附 則（昭和60年12月11日規約第2号）

この規約は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月4日規約第2号）

この規約は、昭和62年3月4日から施行する。

附 則（昭和63年12月14日規約第1号）

この規約は、昭和63年12月14日から施行する。

附 則（平成2年12月19日規約第3号）

この規約は、平成2年12月19日から施行する。

附 則（平成7年3月16日規約第2号）

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年12月20日規約第6号）

この規約は、平成8年1月1日から施行する。

附 則（平成9年12月19日規約第2号）

この規約は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成10年3月13日規約第2号）

この規約は、平成10年3月31日から施行する。

附 則（平成10年12月18日規約第3号）

この規約は、平成11年1月1日から施行する。

附 則（平成11年12月16日規約第3号）

この規約は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成12年12月6日規約第3号）

この規約は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成13年3月9日規約第2号）

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月5日規約第5号）

この規約は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成14年12月9日規約第7号）

この規約は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成16年12月10日規約第3号）

1 この規約は、平成17年1月1日から施行する。

2 この規約の施行前の様式で交付した登録証明書は、改正後の様式により交付した登録証明書とみなす。

附 則（平成17年3月8日規約第1号）

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月8日規約第4号）

この規約は、平成17年12月8日から施行する。

附 則（平成18年3月7日規約第2号）

1 この規約は、平成18年3月13日から施行する。

2 改正後の実施基準第7条の2の規定は、平成19年1月1日以後に出生した馬について適用し、同日前に出生した馬については、なお従前の例による。

附 則（平成18年12月13日規約第6号）

- 1 この規約は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 この規約の施行前の様式で交付した登録証明書は、改正後の様式により交付した登録証明書とみなす。
- 3 改正後の様式第8号は、平成19年1月1日以後に出生した馬について適用し、同日前に出生した馬については、なお従前の例による。

附 則（平成20年12月9日規約第6号）

- 1 この規約は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 この規約の施行前の様式で交付した輸出証明書は、改正後の様式により交付した輸出証明書とみなす。

附 則（平成21年12月8日規約第10号）

この規約は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年12月1日規約第11号）

この規約は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成24年1月17日規約第8号）

この規約は、平成24年1月17日から施行し、平成24年1月4日から適用する。

附 則（平成24年11月27日規約第17号）

- 1 この規約は、平成24年11月30日から施行する。
- 2 改正後の実施基準第17条の規定は、平成25年1月1日から適用し、同日前までについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月18日規約第6号）

この規約は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成30年2月26日規約第1号）

この規約は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（平成31年2月22日規約第3号）

- 1 この規約は、平成31年6月1日から施行する。
- 2 この規約の施行前の様式で交付した個体確認書及び輸出証明書は、改正後の様式により交付した個体確認書及び輸出証明書とみなす。
- 3 改正後の様式第1号（裏）、様式第4号（裏）、様式第5号（裏）、様式第8号及び様式第12号（裏）は、平成31年6月1日以降に登録申込みを受けた馬について適用し、同日前に申込みを受けた馬については、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月17日規約第4号）

この規約は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年12月27日から施行する。

附 則（令和5年2月24日規約第1号）

- 1 この規約は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この規約の施行前の様式で交付した血統登録証明書及び繁殖登録証明書は、改正後の様式により交付した血統登録証明書及び繁殖登録証明書とみなす。
- 3 改正後の様式第6号（表）及び様式第6号（裏）は、内国産馬にあっては、令和5年1月1日以後に出生した馬について適用し、同日前に出生した馬については、なお従前の例による。また、輸入馬にあっては、令和6年1月1日以後に登録申込みを受けた馬について適用し、同日前に申込みを受けた馬については、なお従前の例による。
- 4 改正後の様式第7号（表）及び様式第7号（裏）は、令和5年7月1日以後に登録した馬について適用し、同日前に登録した馬については、なお従前の例による。

別 表

登録する軽種馬の品種の定め方

1 サラブレッド 次の各号の一に該当するものについていう。

- (1) 当該馬が次の血統書に登録されている父と母の産駒であるもの
 - (ア) 我が国のサラブレッド血統書
 - (イ) 国際血統書委員会が承認した海外の血統登録機関の血統書
- (2) サラブレッド系種として登録されたものにサラブレッドとして登録されたもの
の連続8代以上の交配により生まれたもので、国際血統書委員会で承認されたも
の

2 アラブ 次の各号の一に該当するものについていう。

- (1) アラブとして登録したもの
- (2) 世界アラブ馬機構が承認した外国登録機関が発行する血統書及びわが国向けの輸
出証明書においてアラブとして記載されているもの
- (3) 前各号によりアラブとして登録したものの相互又は組合せの交配により生まれた
もの

3 アングロアラブ アラブ血量25%以上を有するものであって、次の各号の一に該当
するものについていう。

- (1) アングロアラブとして登録したもの
- (2) 次に掲げる外国登録機関が発行する血統書及びわが国向けの輸出証明書において
アングロアラブとして記載されているもの（以下アングロアラブとして登録したもの
をいう。）

登 録 機 関 名 (国 名)

LE MINISTÈRE DE L' AGRICULTURE (フランス)

THE ARAB HORSE SOCIETY (イギリス)

(3) サラブレッドとして登録したもの及びアラブとして登録したものの交配により生
まれたもの

(4) サラブレッドとして登録したもの及びアングロアラブとして登録したものの交配
により生まれたもの

(5) アラブとして登録したもの及びアングロアラブとして登録したものの交配により
生まれたもの

(6) アラブとして登録したもの及び4の(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)又は(8)により
サラブレッド系種として登録したものの交配により生まれたもの

- (7) アングロアラブとして登録したもの及び4の(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)又は(8)によりサラブレッド系種として登録したものの交配により生まれたもの
- (8) サラブレッド系種として登録したものにサラブレッド、アラブ、アングロアラブ又は4の(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)又は(8)によりサラブレッド系種として登録したもの少なくとも連續3代の交配により生まれたもの
- (9) アラブ系種として登録したものにサラブレッド、アラブ、アングロアラブ又は4の(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)又は(8)によりサラブレッド系種として登録したもの少なくとも連續3代の交配により生まれたもの
- (10) 前各号によりアングロアラブとして登録したものの相互又は組合せの交配により生まれたもの

4 サラブレッド系種 アラブ血量25%未満のものであって、次の各号の一に該当するものについていう。

- (1) サラブレッド系種として登録したもの（1の(2)のサラブレッドを除く。）
- (2) サラブレッドとして登録したもの及びアングロアラブとして登録したものの交配により生まれたもの
- (3) サラブレッドとして登録したもの及び(2)、(4)、(5)、(6)、(7)又は(8)によりサラブレッド系種として登録したものの交配により生まれたもの
- (4) サラブレッドとして登録したもの及び前号によりサラブレッド系種として登録したものの交配により生まれたもの
- (5) アングロアラブとして登録したもの及び(2)、(3)、(4)、(6)、(7)又は(8)によりサラブレッド系種として登録したものの交配により生まれたもの
- (6) アングロアラブとして登録したもの及び前号によりサラブレッド系種として登録したものの交配により生まれたもの
- (7) サラブレッド系種として登録されたものにサラブレッド又は(2)、(3)、(4)、(5)、(6)又は(8)によりサラブレッド系種として登録したものの少なくとも連續3代の交配により生まれたもの
- (8) (2)、(3)、(4)、(5)、(6)又は(7)によりサラブレッド系種として登録したものの相互又は組合せの交配により生まれたもの
- (9) サラブレッドとして登録したもの及び(1)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15)又は(16)によりサラブレッド系種として登録したものの交配により生まれたもの((3)、(4)又は(7)のサラブレッド系種を除く。)
- (10) サラブレッドとして登録したもの及び前号によりサラブレッド系種として登録したものの交配により生まれたもの((7)のサラブレッド系種を除く。)
- (11) サラブレッドとして登録したもの及びアラブ系種として登録したものの交配によ

り生まれたもの

- (12) アングロアラブとして登録したもの及び(1)、(9)、(10)、(11)、(13)、(14)、(15)
又は(16)によりサラブレッド系種として登録したものの交配により生まれたもの
((5)又は(6)のサラブレッド系種を除く。)
- (13) アングロアラブとして登録したもの及び前号によりサラブレッド系種として登録
したものの交配により生まれたもの
- (14) サラブレッド系種として登録したもの及びアラブ系種として登録したものの交配
により生まれたもの
- (15) 軽種に属しないものにサラブレッド、アラブ、アングロアラブ、サラブレッド系
種又はアラブ系種として登録したものの少なくとも連續4代の交配により生まれた
もの
- (16) 前各号によりサラブレッド系種として登録したものの相互又は組合せの交配によ
り生まれたもの ((7)又は(8)のサラブレッド系種を除く。)

5 アラブ系種 アラブ血量25%以上を有するものであって、次の各号の一に該当する
ものについていう。

- (1) アラブ系種として登録したもの (3の(2)、(8)又は(9)のアングロアラブを除く。)
- (2) サラブレッドとして登録したもの及びアラブ系種として登録したものの交配によ
り生まれたもの (3の(9)のアングロアラブを除く。)
- (3) アラブとして登録したもの及び4の(1)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、
(15)又は(16)によりサラブレッド系種として登録したものの交配により生まれたも
の (3の(6)又は(8)のアングロアラブを除く。)
- (4) アラブとして登録したもの及びアラブ系種として登録したものの交配により生
まれたもの (3の(9)のアングロアラブを除く。)
- (5) アングロアラブとして登録したもの及び4の(1)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、
(14)、(15)又は(16)によりサラブレッド系種として登録したものの交配により生
まれたもの (3の(7)又は(8)のアングロアラブを除く。)
- (6) アングロアラブとして登録したもの及びアラブ系種として登録したものの交配に
より生まれたもの (3の(9)のアングロアラブを除く。)
- (7) サラブレッド系種として登録したもの及びアラブ系種として登録したものの交配
により生まれたもの (3の(9)のアングロアラブを除く。)
- (8) 軽種に属しないものにサラブレッド、アラブ、アングロアラブ、サラブレッド系種
又はアラブ系種として登録したものの少なくとも連續4代の交配により生まれたも
の
- (9) 前各号によりアラブ系種として登録したものの相互又は組合せの交配により生ま

れたもの

様式第1号 表

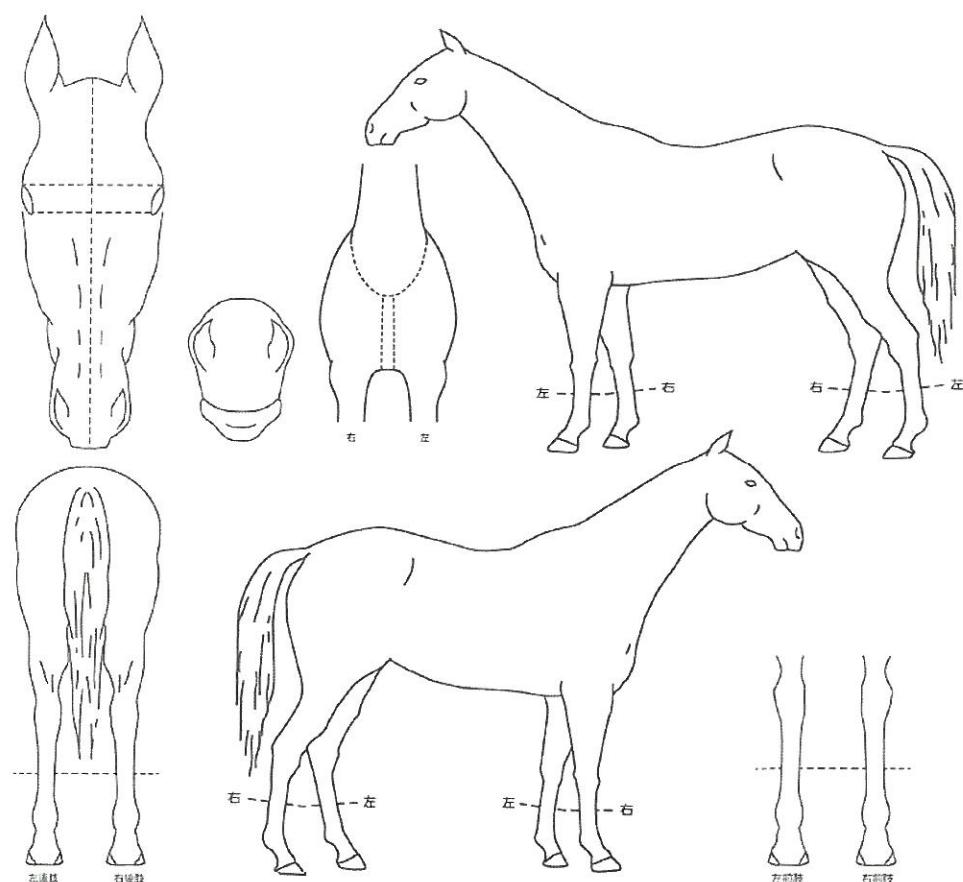
血統登録原簿

性	毛色	アラブ血量	%	生年月日	令和 年 月 日	品種
母馬所有者	住所			生産牧場	住所	
氏名				氏名		
産地						
	品種	馬 名				
I						
父II						
III						
母						

血統登録番号 : : : : : : : : : :

登録年月日 : : : 年 : : 月 : : 日

様式第1号 裏



特 徴	

用紙規格JIS A4判

様式第2号 表

登録番号		繁殖登録原簿(雄)						登録馬名					
血統登録 馬名		生年 第 号				年 月 日		Stud Book 記録 (第 卷 頁)					
繁殖登録		第 号				年 月 日		(第 卷 頁)					
品種 アラブ血量 %		毛	年 月 日生				(第 卷 頁)						
特徴										(第 卷 頁)			
所有者(登録申込者)住所氏名				産地				血統書記録 (第 卷 頁)					
父 ()										(第 卷 頁)			
										(第 卷 頁)			
母 ()										(第 卷 頁)			
										(第 卷 頁)			
繁 殖 成 績													
種付年次	種付雌馬数				登録子馬数					その他の馬の数	受胎率	生産率	摘要
	サ系 ラ統	ア系 ラ統	その 他	計	サ ラ	サ ラ系	ア ラ	ア ラ	ア ラ系				
年											%	%	
年													
年													
年													
年													
年													
年													
年													
年													
年													

用紙規格JIS A4判

様式第2号 裏

履歴事項						
血統登録原簿に記載されている母馬所有者 住所 氏名		血統登録原簿に記載されている生産牧場 住所 氏名				
所有者(登録申込者) 住所 氏名		購入先				
異動	年月日	所有者及び管理者住所氏名			報告者住所氏名 (報告年月日)	備考
	.. .				(. .)	
	.. .				(. .)	
	.. .				(. .)	
	.. .				(. .)	
	.. .				(. .)	
	.. .				(. .)	
	.. .				(. .)	
	.. .				(. .)	
	.. .				(. .)	
その他						
死亡 年 月 日						
競走馬名	馬名	登録年月日	登録番号	中央又は地方	変更又は抹消年月日	備考
		
		
		
		
		
競走成績	区分	1着	2着	3着	4着	5着
	中央	平				
		障				
	地方	平				
		障				
	摘要 DNA型検体番号					

用紙規格JIS A4判

様式第3号 表

登録番号		繁殖登録原簿(雌)					登録馬名				
血統登録 馬名		生年 第 号			年 月 日			Stud Book 記録 (第 卷 頁)			
繁殖登録		第 号			年 月 日			(第 卷 頁)			
品種 アラブ血量 %			毛	年 月 日生				(第 卷 頁)			
特徴										(第 卷 頁)	
所有者(登録申込者)住所氏名				産地						血統書記録 (第 卷 頁)	
父 ()										(第 卷 頁)	
										(第 卷 頁)	
母 ()										(第 卷 頁)	
										(第 卷 頁)	
繁 殖 成 縢										(第 卷 頁)	
産年	毛色	性	品種 アラブ血量	競走馬名	父馬名	母馬所有者住所氏名	登録番号		摘要		
							血統	繁殖			
年											
年											
年											
年											
年											
年											
年											
年											
年											
年											
年											

用紙規格JIS A4判

様式第3号 裏

履歴事項										
血統登録原簿に記載されている母馬所有者					血統登録原簿に記載されている生産牧場					
住所			住所							
氏名			氏名							
所有者(登録申込者)										
住所 氏名 購入先										
異動	年月日	所有者及び管理者住所氏名				報告者住所氏名(報告年月日)			備考	
	..					(. .)				
	..					(. .)				
	..					(. .)				
	..					(. .)				
	..					(. .)				
	..					(. .)				
	..					(. .)				
	..					(. .)				
	..					(. .)				
その他										
死亡 年 月 日										
競走馬名	馬名	登録年月日	登録番号	中央又は地方	変更又は抹消年月日	備考				
		..								
		..								
		..								
		..								
		..								
競走成績	区分	1着	2着	3着	4着	5着	着外	出走回数	賞金	備考
	中央	平								
	中央	障								
	地方	平								
	地方	障								
	摘要									
DNA型検体番号										

用紙規格JIS A4判

様式第4号 表

様式第4号

血統登録申込書

発行日 令和 年 月 日

公益財団法人 ジャパン・スタッドブック・インターナショナル 理事長殿

本申込書による契約については、本申込書の他、貴財団登録規程及び登録規程実施基準の適用があることを承諾の上、以下のとおり申し込みます。

申込日 令和 年 月 日

これより以下太線枠内の該当するところを下記の個人情報の利用目的について及びDNA型検査又は血液型検査についてを確認の上、申込者において記入してください。

令和 年度

申込者 住所：
(所有者)

氏名又は名称：

電話

性	毛色	アラブ血量	%	生年月日	令和 年 月 日	品種
母馬所有者	住 所				生産牧場	住 所
	氏 名					氏 名
産地						
品種	馬 名					
この申込書に添える種付証明書の種雄馬にチェック印を入れてください。						
I	<input type="checkbox"/>					
II	<input type="checkbox"/>					
III	<input type="checkbox"/>					
母	<input type="checkbox"/>					
()						

申込者において、以下の内容に間違いがなければ
チェックボックス□にチェック印を入れてください。

申込馬は、登録規程第15条の登録の要件（人工授精及び受精卵移植並びにクローン技術その他の遺伝子操作によらない産駒）を満たす馬であることについて

相違ありません。

個人情報の利用目的について

本財団は、本申込書に記載されている個人情報を、下表の利用目的の達成に必要な範囲で利用します。

対象者	利 用 目 的	
軽種馬の登録関係	① 軽種馬の登録事業の実施のため（事務連絡、軽種馬の登録原簿への記載及び管理、登録証明書等の作成及び交付、記録の保存等） ② 軽種馬の血統書の発行のため ③ 軽種馬の改良増殖に関する調査研究のため ④ 軽種馬統計等の発行のため ⑤ 軽種馬の登録情報を次に掲げる第三者(外国にある者を含む。)に提供するため ア 軽種馬の登録原簿の閲覧者 イ 軽種馬の所有者・管理者、生産牧場、(公社)日本軽種馬協会、日本中央競馬会、地方競馬全国協会、競馬関係の図書出版社、外国の血統登録機関等 ワ 一般の方(ホームページ等で提供)	

(注) 「個人情報」とは、特定の個人を識別できる情報（氏名、住所等）及び個人の属性に関するすべての情報をいい、個人情報を含む情報の集合物をコンピュータを用いて検索可能とした場合等に、その個人情報を「個人データ」といいます。

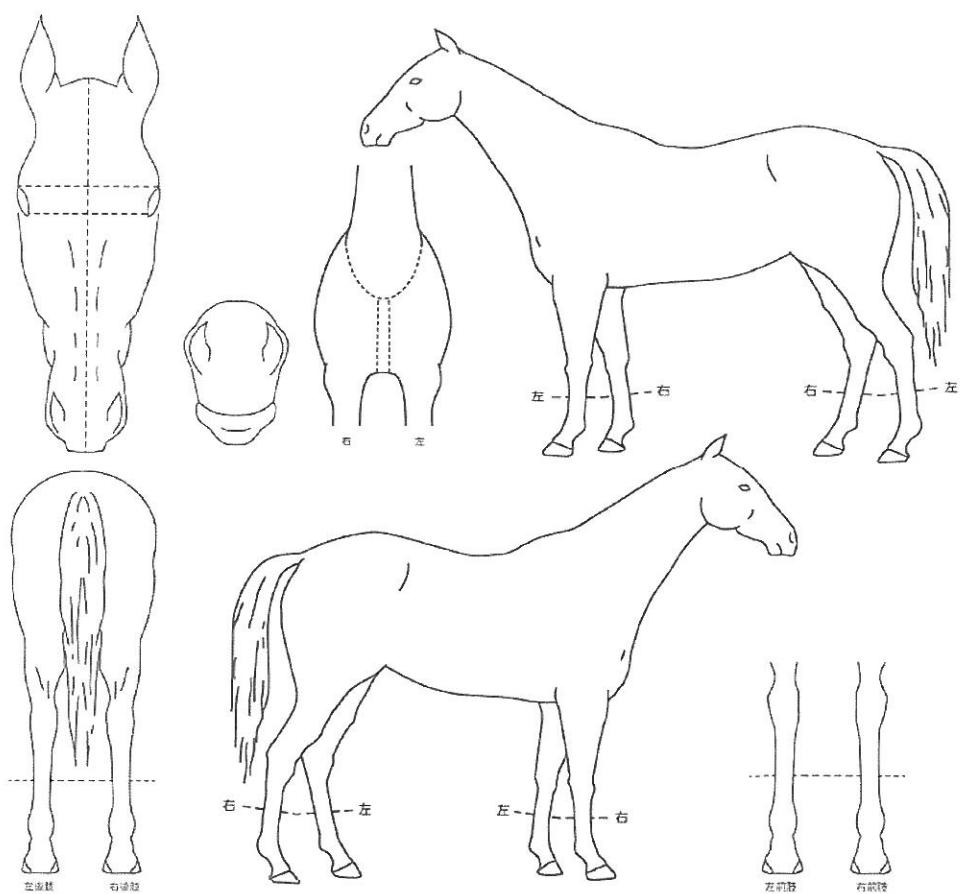
DNA型検査又は血液型検査について

検査試料（毛根又は血液）の所有権及び個体遺伝情報（検査結果）を保有する権利は、本財団に帰属します。また、検査試料及び個体遺伝情報は、軽種馬の登録事業に必要な範囲で利用します。詳しくは「軽種馬登録手続きの手引き」をご覧ください。

備考欄			登録審査委員氏名年月日
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

用紙規格JIS A4判

様式第4号 裏



特 徵	

用紙規格JIS A4判

様式第5号 表

様式第5号

繁殖登録申込書

公益財団法人 ジャパン・スタッドブック・インターナショナル 理事長殿

本申込書による契約については、本申込書の他、貴財団登録規程及び登録規程実施基準の適用があることを承諾の上、以下のとおり申し込みます。

申込日 令和 年 月 日

これより以下太線枠内の該当するところを下記の個人情報の利用目的について及びDNA型検査又は血液型検査についてを確認の上、申込者において記入してください

申込者（所有者）

住所： _____

氏名又は名称： _____

印 電話 _____

管理者

住所： _____

氏名又は名称： _____

電話 _____

申込馬	品種	性	毛色	生年月日	年 月 日
	馬名				
血統	父				
	母				
入場年月日	令和 年 月 日		年種付種雄馬名		

個人情報の利用目的について

本財団は、本申込書に記載されている個人情報を、下表の利用目的の達成に必要な範囲で利用します。

対象者	利 用 目 的
軽種馬の登録関係	① 軽種馬の登録事業の実施のため（事務連絡、軽種馬の登録原簿への記載及び管理、登録証明書等の作成及び交付、記録の保存等） ② 軽種馬の血統書の発行のため ③ 軽種馬の改良増殖に関する調査研究のため ④ 軽種馬統計等の発行のため ⑤ 軽種馬の登録情報を次に掲げる第三者(外国にある者を含む。)に提供するため ア 軽種馬の登録原簿の閲覧者 イ 軽種馬の所有者・管理者、生産牧場、(公社)日本軽種馬協会、日本中央競馬会、地方競馬全国協会、競馬関係の図書出版社、外国の血統登録機関等 ワ 一般の方(ホームページ等で提供)

(注) 「個人情報」とは、特定の個人を識別できる情報(氏名、住所等)及び個人の属性に関するすべての情報をいい、個人情報を含む情報の集合物をコンピュータを用いて検索可能とした場合等に、その個人情報を「個人データ」といいます。

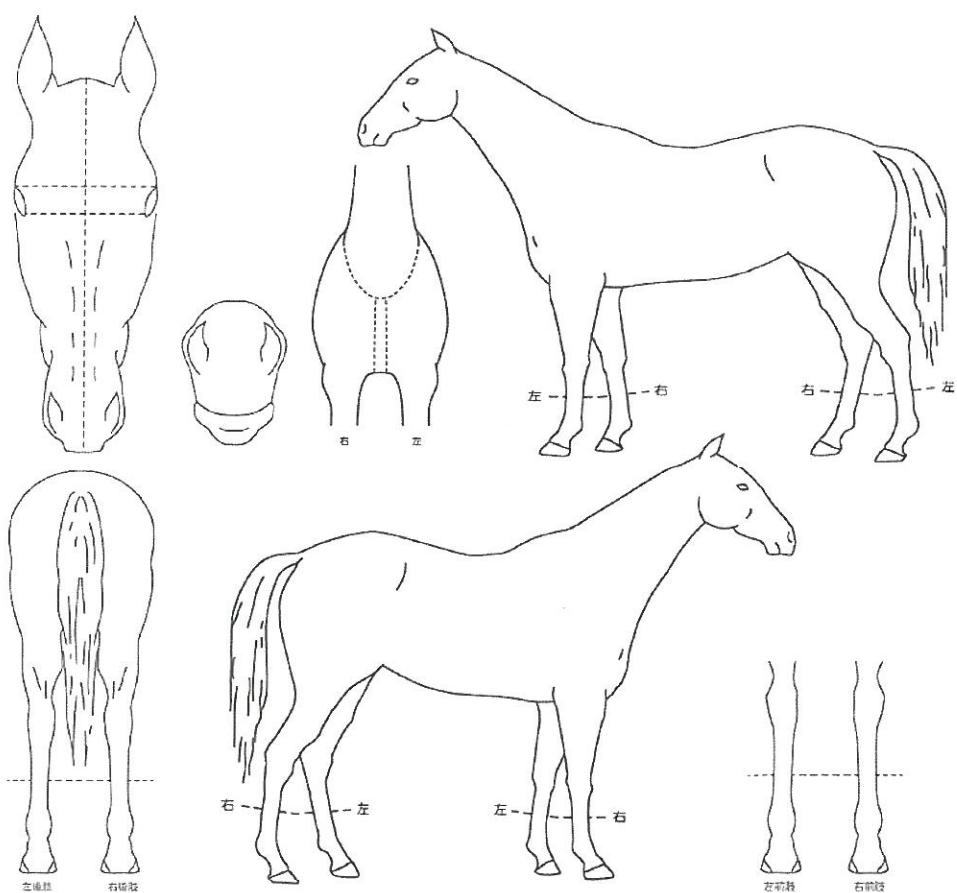
DNA型検査又は血液型検査について

検査試料(毛根又は血液)の所有権及び個体遺伝情報(検査結果)を保有する権利は、本財団に帰属します。また、検査試料及び個体遺伝情報は、軽種馬の登録事業に必要な範囲で利用します。詳しくは「軽種馬登録手続きの手引き」をご覧ください。

備考欄	登録審査委員 氏名月日
-----	----------------

用紙規格JIS A4判

様式第5号 裏



特 徴	

様式第6号 表

血統登録証明書

血統登録	令和	年生	第	号	血統登録年月日
			性	毛色	令和 年 月 日 生年月日
品種					令和 年 月 日 生
特徴					
マイクロチップ番号					
母馬所有者 住所					
氏名					
生産牧場 住所					
氏名					
産地					7桁コード番号

QR
コード

父		
母		

令和 年 月 日

 公益財團法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル
JAIRIS Japan Association for International Racing and Stud Book



用紙規格JIS A4判

証明書取扱上の注意

1. この証明書は、血統と個体識別を明らかにする書類で、1頭の馬につき1通の交付ですので
大事に保管してください。
2. 馬の所有者又は管理者に変更があったとき等は、馬とこの証明書の記載事項を照合してこの
証明書に記載された個体に間違いがないことを確認してください。
3. 馬の売買等をするときは、馬とともにこの証明書の受け渡しを行い、後日紛争の種にならぬ
ように御留意ください。

証明書に関する一般的な取扱いについては、以下のWebサイトをご利用ください。
また、個別の証明書の記載内容についてのお問合せは、Webサイト内の電話又は
お問い合わせフォームをご利用ください。

公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルWebサイト

<https://www.jairs.jp/>

QR
コード

本財団登録規程及び登録規程実施基準Webサイト

<https://www.jairs.jp/about/jyouhokokai.html>

QR
コード

マイクロチップ番号

用紙規格JIS A4判

様式第7号 表

繁殖登録証明書

繁殖登録馬名	第 性	号 毛色	繁殖登録年月日 令和 年 月 日 生年月日
品種			年 月 日 生
特徴			

マイクロチップ番号

産地

父		
母		

令和 年 月 日

 公益財団法人 ジャパン・スタッドブック・インターナショナル
JAIRS Japan Association for International Racing and Stud Book

印

用紙規格JIS A4判

証明書取扱上の注意

1. この証明書は、血統と個体識別を明らかにする書類で、1頭の馬につき1通の交付ですので
大事に保管してください。
2. 馬の所有者又は管理者に変更があったとき等は、馬とこの証明書の記載事項を照合してこの
証明書に記載された個体に間違いないことを確認してください。
3. 馬の売買等をするときは、馬とともにこの証明書の受け渡しを行い、後日紛争の種にならぬ
ように御留意ください。

証明書に関する一般的な取扱いについては、以下のWebサイトをご利用ください。
また、個別の証明書の記載内容についてのお問合せは、Webサイト内の電話又は
お問い合わせフォームをご利用ください。

公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルWebサイト

<https://www.jairs.jp/>



本財団登録規程及び登録規程実施基準Webサイト

<https://www.jairs.jp/about/jyouhokokai.html>

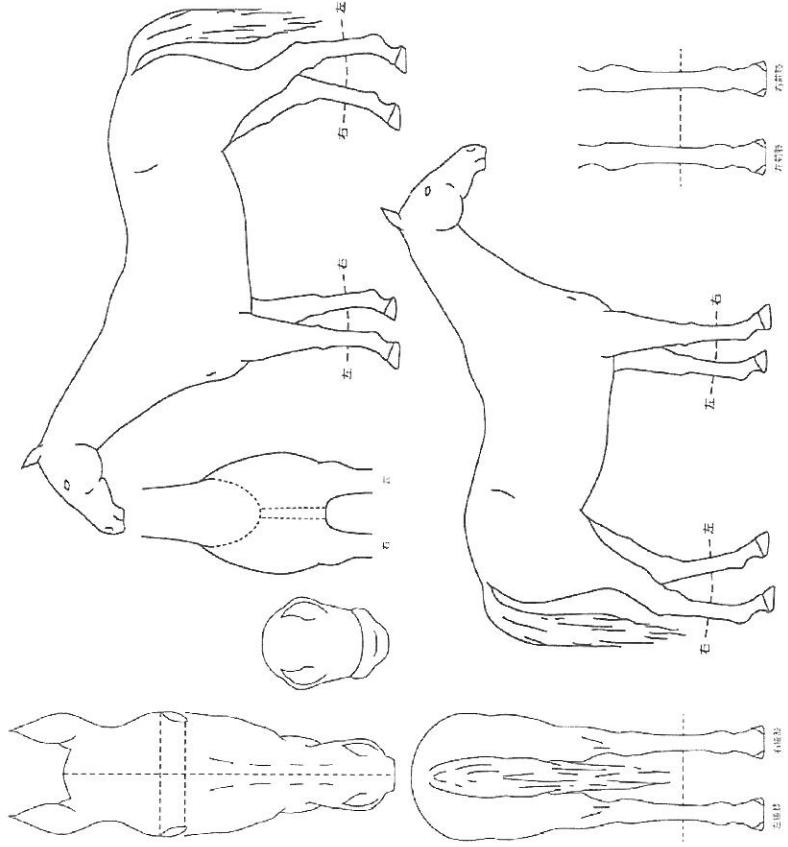


マイクロチップ番号

用紙規格JIS A4判

様式第8号 個体確認書

血統登録番号	品種	性	毛色	生年月日	特徴	マイクロチップ番号	母馬所有者住所	氏名	生産牧場	住所	氏名	産地	父	母
--------	----	---	----	------	----	-----------	---------	----	------	----	----	----	---	---



 公認競走馬ジャパン・スタッドブック・インターナショナル
Japan Association for International Racing and Stud Book

用紙規格JIS A5判

様式第9号 表

登録証明書書換交付申込書

令和 年 月 日

公益財団法人 ジャパン・スタッドブック・インターナショナル 理事長 殿

所有者住所

氏名

(印)

電話

下記の馬の登録証明書を汚損したので書換交付願いたく、手数料及び登録証明書原本を添えて申し込みます。

なお、本申込書による契約については、本申込書の他、貴財団登録規程及び登録規程実施基準の適用があることを承諾します。

記

馬名	品種	性	毛色	血統	生年月日
				父	. . .
				母	

備考 個人情報の取扱いについて
申込みにあたり、裏面の個人情報の利用目的をご確認ください。

用紙規格JIS A4判

個人情報の利用目的について

本財団は、本申込書に記載されている個人情報を、下表の利用目的の達成に必要な範囲で利用します。

対象者	利用目的
軽種馬の登録関係	<p>① 軽種馬の登録事業の実施のため(事務連絡、軽種馬の登録原簿への記載及び管理、登録証明書等の作成及び交付、記録の保存等)</p> <p>② 軽種馬の血統書の発行のため</p> <p>③ 軽種馬の改良増殖に関する調査研究のため</p> <p>④ 軽種馬統計等の発行のため</p> <p>⑤ 軽種馬の登録情報を次に掲げる第三者(外国にある者を含む。)に提供するため</p> <p>ア 軽種馬の登録原簿の閲覧者</p> <p>イ 軽種馬の所有者・管理者、生産牧場、(公社)日本軽種馬協会、日本中央競馬会、地方競馬全国協会、競馬関係の図書出版社、外国の血統登録機関等</p> <p>ウ 一般の方(ホームページ等で提供)</p>

(注)

「個人情報」とは、特定の個人を識別できる情報(氏名、住所等)及び個人の属性に関するすべての情報をいい、個人情報を含む情報の集合物をコンピュータを用いて検索可能とした場合等に、その個人情報を「個人データ」といいます。

用紙規格JIS A4判

様式第10号 表

登録証明書再交付申込書

令和 年 月 日

公益財団法人 ジャパン・スタッドブック・インターナショナル 理事長 殿

所有者住所

氏名

(印)

電話

下記の馬の登録証明書を紛失したので再交付願いたく、手数料及び関係書類を添えて申し込みます。

なお、本申込書による契約については、本申込書の他、貴財団登録規程及び登録規程実施基準の適用があることを承諾します。

記

馬名	品種	性	毛色	血統	生年月日
				父 母	.. .
前所有者 住所 氏名					

備考

1.添付を要する関係書類について

- (1) 紛失顛末書(登録証明書の入手から亡失までの経緯を詳細にわたり記入すること)
- (2) その馬の移動調書(その馬の移動履歴について、くわしく記載すること)
- (3) 天災又は火災等により失った場合は、関係機関による罹災証明書
- (4) この馬が公営競馬に出走し、その馬登録証のある馬は、その所有者移動欄及び馬の登録事項欄の写し

2.個人情報の取扱いについて

申込みにあたり、裏面の個人情報の利用目的をご確認ください。

用紙規格JIS A4判

様式第10号 裏

個人情報の利用目的について

本財団は、本申込書に記載されている個人情報を、下表の利用目的の達成に必要な範囲で利用します。

対象者	利用目的
軽種馬の登録関係	<p>① 軽種馬の登録事業の実施のため(事務連絡、軽種馬の登録原簿への記載及び管理、登録証明書等の作成及び交付、記録の保存等) ② 軽種馬の血統書の発行のため ③ 軽種馬の改良増殖に関する調査研究のため ④ 軽種馬統計等の発行のため ⑤ 軽種馬の登録情報を次に掲げる第三者(外国にある者を含む。)に提供するため</p> <p>ア 軽種馬の登録原簿の閲覧者 イ 軽種馬の所有者・管理者、生産牧場、(公社)日本軽種馬協会、日本中央競馬会、地方競馬全国協会、競馬関係の図書出版社、外国の血統登録機関等 ウ 一般の方(ホームページ等で提供)</p>

(注)

「個人情報」とは、特定の個人を識別できる情報(氏名、住所等)及び個人の属性に関するすべての情報をいい、個人情報を含む情報の集合物をコンピュータを用いて検索可能とした場合等に、その個人情報を「個人データ」といいます。

用紙規格JIS A4判

様式第11号 表

輸出書類交付申込書

令和 年 月 日

公益財団法人 ジャパン・スタッドブック・インターナショナル 理事長 殿

申込者住所

氏名

(印)

電話

貴財団登録規程第20条により、下記馬の輸出書類の交付を受けたく、登録証明書及び手数料を添えて申し込みます。

なお、本申込書による契約については、本申込書の他、貴財団登録規程及び登録規程実施基準の適用があることを承諾します。

1. 輸出証明書の交付
1. 輸出証明書の裏書
1. 馬の個体識別手帳(パスポート)の交付
1. 馬の個体識別手帳(パスポート)の裏書

備考:輸出書類で必要のない箇所は、抹消してください。

馬名	品種	性	毛色	生年月日	父
					母
輸出先国名					
輸出目的			動物検疫所入所予定月日		
船舶輸送の場合	積込予定日時		予定船舶名		
航空輸送の場合			予定航空会社		
荷受人					
種付した雌馬にあっては種付した種雄馬名					

備考 個人情報の取扱いについて
申込みにあたり、裏面の個人情報の利用目的をご確認ください。

用紙規格JIS A4判

様式第11号 裏

個人情報の利用目的について

本財団は、本申込書に記載されている個人情報を、下表の利用目的の達成に必要な範囲で利用します。

対象者	利用目的
軽種馬の登録関係	<p>① 軽種馬の登録事業の実施のため(事務連絡、軽種馬の登録原簿への記載及び管理、登録証明書等の作成及び交付、記録の保存等) ② 軽種馬の血統書の発行のため ③ 軽種馬の改良増殖に関する調査研究のため ④ 軽種馬統計等の発行のため ⑤ 軽種馬の登録情報を次に掲げる第三者(外国にある者を含む。)に提供するため ア 軽種馬の登録原簿の閲覧者 イ 軽種馬の所有者・管理者、生産牧場、(公社)日本軽種馬協会、日本中央競馬会、地方競馬全国協会、競馬関係の図書出版社、外国の血統登録機関等 ウ 一般の方(ホームページ等で提供)</p>

(注)

「個人情報」とは、特定の個人を識別できる情報(氏名、住所等)及び個人の属性に関するすべての情報をいい、個人情報を含む情報の集合物をコンピュータを用いて検索可能とした場合等に、その個人情報を「個人データ」といいます。

様式第12号 表

 公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル
JAIRS Japan Association for International Racing and Stud Book
 5-4, Shimbashi 4-chome, Minato-ku Tokyo 105-0004 JAPAN
 TEL +81-3-3434-5315 FAX +81-3-3432-4668

EXPORT CERTIFICATE

We hereby certify that the following is a correct pedigree of:

duly registered in Vol. _____ page _____ or *Japanese Stud Book Web Site*
 (English Version page _____)

Life No. Microchip No.

Name	Sire	Grandsire
Color		Grandam
Sex	Dam	Grandsire
Date of birth		Grandam

Breeder
Consignee
Country of Origin

Destination and Date of Departure

Date of Issue

N.B. This Certificate should be lodged, without delay,
 with the Racing or Stud Book Authority of the country
 into which the horse has been imported.

 Executive Director

EXPORT CERTIFICATE ENDORSEMENTS

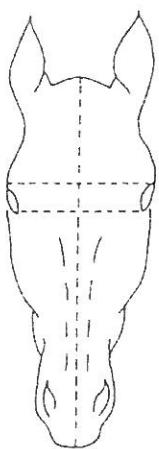
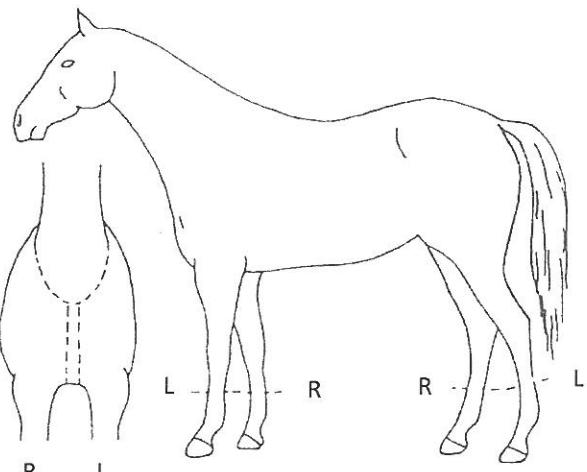
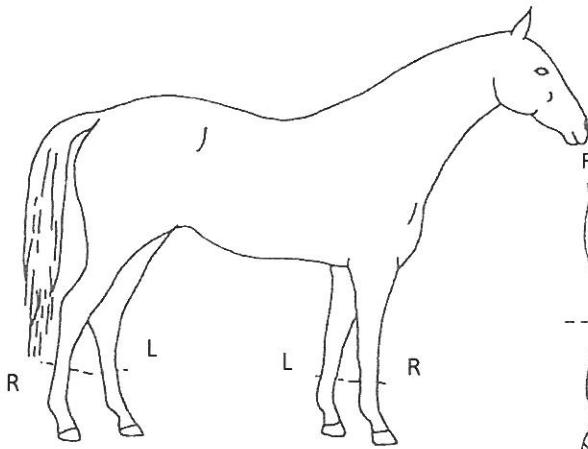
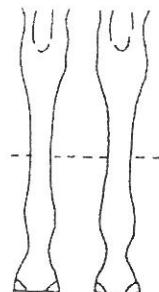
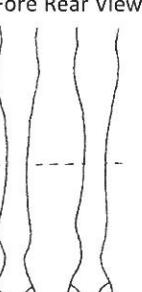
This export certificate should continue to be used when the horse to whom it relates leaves from country to country.
 Please complete the details in numerical order.

Date of Departure (Destination)	Consignee	Signature or Stamp of Stud Book Authority
1 / / ()		
2 / / ()		
3 / / ()		
4 / / ()		

Date of Departure (Destination)	Consignee	Signature or Stamp of Stud Book Authority
5 / / ()		
6 / / ()		
7 / / ()		
8 / / ()		

用紙規格JIS A4判

様式第12号 裏

											
											
Hind Rear View  L.H. R.H.		Fore Rear View  L.F. R.F.									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 16.6%;">NAME (NOM)</th> <th style="width: 16.6%;">COLOR (ROBE)</th> <th style="width: 16.6%;">SEX (SEXE)</th> <th style="width: 16.6%;">DATE OF BIRTH (DANTE DE NAISSANCE)</th> <th style="width: 16.6%;">SIRE (PERE)</th> <th style="width: 16.6%;">DAM (MERE)</th> </tr> </thead> </table>						NAME (NOM)	COLOR (ROBE)	SEX (SEXE)	DATE OF BIRTH (DANTE DE NAISSANCE)	SIRE (PERE)	DAM (MERE)
NAME (NOM)	COLOR (ROBE)	SEX (SEXE)	DATE OF BIRTH (DANTE DE NAISSANCE)	SIRE (PERE)	DAM (MERE)						
HEAD (TETE)											
LIMBS (JAMBES)	L.F. (A.G.)										
	R.F. (A.D.)										
	L.H. (P.G.)										
	R.H. (P.D.)										
BODY (CORPS)											
ACQUIRED (MARQUES ACQUISES)											

用紙規格JIS A4判

以下の内容は、種畜の飼養者において個人情報の利用目的を確認の上、チェックボックスにチェックを入れ、署名又は記名・押印してください。

下記馬の令和 年種付成績について、本報告書の他、貴財團登録規程及び登録規程実施基準の適用があることを確認の上、下記のとおり報告します。

個人情報の利用目的について

本財団は、本報告書に記載されている個人情報を、下表の利用目的の達成に必要な範囲で利用します。

種付成績報告書		種		種畜証明書番号		令和 年 第 号		(月 日) 検査)		日検査)	
馬		登録番号		品種		毛色		毛			
生年月日		父		母		年		月		日	
種付期間	令和 年	開始	月	終了	月	所屬	種付所	前	飼養者	飼養始期	年
前摘						飼養者		飼養者		飼養始期	年
配合雌馬数		総	摺表	産	駒	受胎率					
和付雌馬数		総数	雌	雄	雌	生産率					
品種別						不受胎					
アラ系						流产					
アラ系						生後直死					
半						母馬死	不明				
怪頭数						計					
その他											

対象者	利用目的
① 品種馬の登録事業の実施のため(事務連絡、軽種馬の登録原簿への記載及び管理、登録証明書等の作成及び交付、記録の保存等)	
② 品種馬の血統書の発行のため	
③ 品種馬の改良増殖に関する調査研究のため	
④ 品種馬統計等の発行のため	
⑤ 品種馬の登録情報を次に掲げる第三者(外国にある者を含む。)に提供するため ア 品種馬の登録原簿の閲覧者 イ 品種馬の所有者・管理者、生産牧場(公社)日本隆種馬協会、日本中央競馬会、地方競馬全国協会、競馬関係の図書出版社、外国の血統登録機関等 ウ 一般の方(ホームページ等で提供)	

- (以下の内容に間違いがないれば、チェックボックスにチェックを入れてください。)
- 私は、「種付した雌」の飼養者に係る個人データを公益財團法人ジャパン・スタンダード・ショナルに提供することについて、あらかじめ当該飼養者本人の同意を得ています。
- この報告書に記載した「種付した雌」に対し、種付前に繁殖登録証明書等により個体識別を行っていることを保証します。
- この報告書に記載した「種付した雌」に対し、人工授精及び授精卵移植並びにクローニング技術その他の遺伝子操作を行っていないことを保証します。

(注) 「個人情報」とは、特定の個人を識別できる情報(氏名、住所等)及び個人の属性に関するすべての情報をいい、個人情報を含む情報の集合物をコンピュータを用いて検索可能とした場合等に、その個人情報を「個人データ」といいます。

署名
又は
記名・押印
氏名

⑩

注: 法人の場合は、名称及び代表者名を記入してください。

合和 年 月 日

令和 年
番 号

番	号	号	号	号
種	前	父	父	父
(血 統)	母	母	母	母
付 登 録 番 号	号	号	号	号
毛色及び特徴	毛	毛	毛	毛
生年月日	令和年月日	令和年月日	令和年月日	令和年月日
飼養者の住所 及び 氏名又は名称	市町村	市町村	市町村	市町村
雌 摘 要				

公益財團法人 ジャパン・スタートアップ・インク・インターナショナル

令和 年
番 号

番	号	号	号	号
種	前	父	父	父
(血 統)	母	母	母	母
付 登 録 番 号	号	号	号	号
毛色及び特徴	毛	毛	毛	毛
生年月日	令和年月日	令和年月日	令和年月日	令和年月日
飼養者の住所 及び 氏名又は名称	市町村	市町村	市町村	市町村
雌 摘 要				

令和 年
番 号

番	号	号	号	号
種	前	父	父	父
(血 統)	統	父	父	父
付 登 録 番 号	母	母	母	母
毛色及び特徴	毛	毛	毛	毛
生年月日	令和年月日	令和年月日	令和年月日	令和年月日
飼養者の住所 及び 氏名又は名称	市町村	市町村	市町村	市町村
雌 摘 要				

令和 年
番 号

番	号	号	号	号
種	前	父	父	父
(血 統)	母	母	母	母
付 登 録 番 号	号	号	号	号
毛色及び特徴	毛	毛	毛	毛
生年月日	令和年月日	令和年月日	令和年月日	令和年月日
飼養者の住所 及び 氏名又は名称	市町村	市町村	市町村	市町村
雌 摘 要				

様式第14号 表

様式第14号

(該当する馬を記入してください)
品種 種雌馬名

登録番号

繁殖成績報告書

発行日 令和 年 月 日

提出日 令和 年 月 日

令和 年度 公益財団法人 ジャパン・スタッドブック・インターナショナル 理事長 殿

標記馬の令和 年繁殖成績について、本報告書の他、貴財団登録規程及び登録規程実施基準の適用があることを

確認の上、下記のとおり報告します。

これより以下太線枠内を裏面の個人情報の利用目的を確認の上、記入してください。
(チェックボックス□は内容に間違いがなければチェック□を入れてください)

所有者

住 所 :

氏名又は名称 :

印

管理者

住 所 :

氏名又は名称 :

印

前年種付 種 雄 馬	訂正又は 追 記 欄
---------------	---------------

選択し、流れ図に従い御記入ください (あてはまる □ をぬりつぶしてください)

飼養・管理している

転入した

転 出 し た

死亡・用途変更

飼養・管理したことない

転入届を添付してください

転出・死亡届を添付してください

転出・死亡届を添付してください

受胎していた

産駒
あり

この産駒は、登録規程第15条の登録の要件（人工授精及び受精卵移植並びにクローニング技術その他の遺伝子操作によらない産駒）を満たす馬であることについて

相違ありません。

双子

[もう一頭の成績については裏面に記入してください]

産駒なし

種付セズ

不受胎

流 产

双子流產

死 产

双子死產

生後直死

双子生後直死

不 明

性 おす めす 毛色 祟 栃糉 鹿 黒鹿 青鹿 青 芦 白

生年月日 令和 年 月 日 産地 上記管理者の住所と異なる場合
右欄に記入してください → 都道府県 市町村

産駒が死亡又は用途変更した場合、右欄に記入してください → 令和 年 月 日 事由 死亡
(死産・生後直死を除く) 用途変更

様式第14号 裏

個人情報の利用目的について

本財団は、本申込書に記載されている個人情報を、下表の利用目的の達成に必要な範囲で利用します。

対象者	利用目的
軽種馬の登録関係	<p>① 軽種馬の登録事業の実施のため(事務連絡、軽種馬の登録原簿への記載及び管理、登録証明書等の作成及び交付、記録の保存等)</p> <p>② 軽種馬の血統書の発行のため</p> <p>③ 軽種馬の改良増殖に関する調査研究のため</p> <p>④ 軽種馬統計等の発行のため</p> <p>⑤ 軽種馬の登録情報を次に掲げる第三者(外国にある者を含む。)に提供するため</p> <p>ア 軽種馬の登録原簿の閲覧者</p> <p>イ 軽種馬の所有者・管理者、生産牧場、(公社)日本軽種馬協会、日本中央競馬会、地方競馬全国協会、競馬関係の図書出版社、外国の血統登録機関等</p> <p>ウ 一般の方(ホームページ等で提供)</p>

(注)

「個人情報」とは、特定の個人を識別できる情報(氏名、住所等)及び個人の属性に関するすべての情報をいい、個人情報を含む情報の集合物をコンピュータを用いて検索可能とした場合等に、その個人情報を「個人データ」といいます。

様式第15号 表

委 任 状

住所

私は、を以て代理人と定め、

氏名

下記の馬の所有者として公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルへの以下の手続きに関する権限を委任いたします。

馬 名	品 種	性	毛 色	生年月日	血 統	産 地

1. 登録に関する申請

1. 登録証明書の受領

但し、この権限は登録証明書の発行日より90日を超えた後は、その効力を失うものとします。

1. 所有者が義務づけられている報告書の作成、提出

1. 輸出に関する申請

年 月 日

住所

委任者

氏名

印

備考: 1) 委任事項で必要のない箇所は、抹消して訂正印を押印してください。

2) 代理人が事情により復代理人を選任することを委任する場合は、その旨を追って書きで記載のこと。

3) 本財団の個人情報の取扱いについて、裏面の個人情報の利用目的をご確認ください。

用紙規格JIS A4判

様式第15号 裏

個人情報の利用目的について

本財団は、本申込書に記載されている個人情報を、下表の利用目的の達成に必要な範囲で利用します。

対象者	利用目的
軽種馬の登録関係	<p>① 軽種馬の登録事業の実施のため(事務連絡、軽種馬の登録原簿への記載及び管理、登録証明書等の作成及び交付、記録の保存等) ② 軽種馬の血統書の発行のため ③ 軽種馬の改良増殖に関する調査研究のため ④ 軽種馬統計等の発行のため ⑤ 軽種馬の登録情報を次に掲げる第三者(外国にある者を含む。)に提供するため ア 軽種馬の登録原簿の閲覧者 イ 軽種馬の所有者・管理者、生産牧場、(公社)日本軽種馬協会、日本中央競馬会、地方競馬全国協会、競馬関係の図書出版社、外国の血統登録機関等 ウ 一般の方(ホームページ等で提供)</p>

(注)

「個人情報」とは、特定の個人を識別できる情報(氏名、住所等)及び個人の属性に関するすべての情報をいい、個人情報を含む情報の集合物をコンピュータを用いて検索可能とした場合等に、その個人情報を「個人データ」といいます。

用紙規格JIS A4判

採血に関する約定書

令和 年 月 日

公益財団法人 ジャパン・スタッドブック・インターナショナル 理事長 殿

住 所

登録申込者

(印)

私が貴財団に対し、本日、軽種馬の採血を依頼することについては、私は次の条項を確約し、信義をもって誠実にこれを履行します。

第1条 私は、本日付 登録申込書により軽種馬の登録申込をしましたが、これらの軽種馬について、登録上必要な血液型検査又はDNA型検査に係る馬の採血を貴財団に依頼します。

第2条 第1条記載の馬の採血に当たっては、私は、貴財団の指示に従い、採血が円滑に行われるよう馬の保定等に協力します。

第3条 第1条記載の馬の採血の結果、馬等に事故が発生し、私に損害が生じた場合においても、貴財団に故意又は重大な過失がない限り、私は、上記損害について何らの請求をいたしません。

以上

用紙規格JIS A4判

様式第17号 表

登録事項更正申込書

令和 年 月 日

公益財団法人 ジャパン・スタッドブック・インターナショナル 理事長 殿

申込者住 所

氏 名

(印)

電 話

下記の馬については、当該馬の登録事項に誤りがあったので、登録原簿の更正を願いたく、関係書類及び手数料を添えて申込みます。

なお、本申込書による契約については、本申込書の他、貴財団登録規程及び登録規程実施基準の適用があることを承諾します。

また、本件の更正については、これに係わる一切の問題が生じても貴財団に迷惑をかけないことを申し添えます。

馬 名	品 種	性	毛 色	生年月日	血 統

更正する登録事項	血統登録原簿			繁殖登録原簿	
	母馬所有者	生産牧場	産地 生年月日		
正					
誤					

備考

1. 更正する登録事項に○をしてください。
2. 添付を要する関係書類について
 - (1)登録証明書
 - (2)母馬の異動報告書
 - (3)名義人以外の者が申請する場合は承諾書
 - (4)その他必要な書類
3. 個人情報の取扱いについて
申込みにあたり、裏面の個人情報の利用目的をご確認ください。

用紙規格JIS A4判

個人情報の利用目的について

本財団は、本申込書に記載されている個人情報を、下表の利用目的の達成に必要な範囲で利用します。

対象者	利用目的
軽種馬の登録関係	<p>① 軽種馬の登録事業の実施のため(事務連絡、軽種馬の登録原簿への記載及び管理、登録証明書等の作成及び交付、記録の保存等) ② 軽種馬の血統書の発行のため ③ 軽種馬の改良増殖に関する調査研究のため ④ 軽種馬統計等の発行のため ⑤ 軽種馬の登録情報を次に掲げる第三者(外国にある者を含む。)に提供するため ア 軽種馬の登録原簿の閲覧者 イ 軽種馬の所有者・管理者、生産牧場、(公社)日本軽種馬協会、日本中央競馬会、地方競馬全国協会、競馬関係の図書出版社、外国の血統登録機関等 ウ 一般の方(ホームページ等で提供)</p>

(注)

「個人情報」とは、特定の個人を識別できる情報(氏名、住所等)及び個人の属性に関するすべての情報をいい、個人情報を含む情報の集合物をコンピュータを用いて検索可能とした場合等に、その個人情報を「個人データ」といいます。

付 錄

公益財団法人ジャパン・スタッズブック・インターナショナル登録規程実施基準 別
表1の(1)の(イ)の規定による国際血統書委員会が承認した血統書及び2の(2)の規定による世界アラブ機構のメンバー国は次のとおりである。

平成30年6月1日現在

サラブレッド

承認血統書

アゼルバイジャン	アメリカ合衆国（カナダ、プエルトリコを含む）
アラブ首長国連邦	アルゼンチン
イギリス・アイルランド	イタリア
インド	ウクライナ
ウズベキスタン	ウルグアイ
エクアドル	オマーン
オランダ	オーストラリア
オーストリア	カタール
韓国	キプロス
ギリシャ	クロアチア
ケニア	コロンビア
サウジアラビア	シリア
ジャマイカ	スイス
スウェーデン	スペイン
スロバキア	スロベニア
セルビア（ボスニア・ヘルツェゴビナを含む）	チェコ
中国	チュニジア
チリ	デンマーク
トリニダード・トバゴ	トルコ
ドイツ	ドミニカ共和国
ニュージーランド	ノルウェー
ハンガリー	バルバドス
バーレーン	パナマ

パラグアイ	フィリピン
フィンランド	フランス
ブラジル	ブルガリア
ベネズエラ	ベルギー（ルクセンブルグを含む）
ペルー	ポルトガル
ポーランド	マレーシア
南アフリカ（ジンバブエを含む）	メキシコ
モロッコ	リトニア
ルーマニア	レバノン
ロシア	

平成30年6月1日現在

アラブ

世界アラブ馬機構のメンバー国

アゼルバイジャン

アメリカ合衆国（メキシコ、パナマを含む）

アラブ首長国連邦

アルゼンチン

アルジェリア

イギリス（アイルランド、マルタ、ギリシャを含む）

イスラエル

イタリア

イラク

イラン

ウルグアイ

エクアドル

エジプト

エストニア

オマーン

オランダ

オーストラリア（インド、インドネシア、韓国、シンガポール、タイ、台湾、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシアを含む）

オーストリア

カザフスタン

カタール

カナダ

クウェート

クロアチア

コロンビア

サウジアラビア

シリア

ジンバブエ

スイス

スウェーデン

スペイン

スロバキア

スロベニア

セルビア

チェコ

チュニジア

チリ（ペルーを含む）

デンマーク

トルコ

ドイツ（ルクセンブルグを含む）

ナミビア

ニュージーランド

ノルウェー

ハンガリー

バーレーン

パキスタン

フィンランド

フランス

ブラジル（巴拉グアイ、ボリビアを含む）

ブルガリア

ベネズエラ

ベリーズ

ベルギー	ポルトガル
ポーランド	南アフリカ
モロッコ	ヨルダン
リトアニア	リビア
ルーマニア	レバノン
ロシア	